



北海道

空知総合振興局



札幌管区气象台 報道発表

いのちとくらしをまもる
防災減災

令和2年3月5日
北海道空知総合振興局
札幌管区气象台

「平成30年北海道胆振東部地震」に伴う 土砂災害警戒情報の暫定基準の変更について

「平成30年北海道胆振東部地震」の影響を考慮した土砂災害警戒情報の暫定基準を、令和2年3月10日14時から以下の割合に変更して運用します。

通常基準の7割 → 8割：札幌市、千歳市

通常基準の8割 → 通常基準：江別市、恵庭市、三笠市、長沼町

平成30年北海道胆振東部地震により、震度5強以上を観測した札幌市、千歳市、江別市、恵庭市、三笠市、長沼町では、地盤の緩みを考慮し、北海道空知総合振興局と札幌管区气象台が共同で発表する土砂災害警戒情報を、通常より基準を引き下げた暫定基準を設けて運用してきました。

今般、地震発生後の土砂災害発生状況と降雨の状況、並びに土砂災害危険箇所の点検結果から、下記のとおり暫定基準を変更して運用することとしました。

また、大雨警報（土砂災害）の危険度分布^{※1}も今回の変更を反映した判定結果となりますので、引き続き避難対象地域の絞り込みに御活用ください。

なお、今回の変更後も暫定基準で運用する札幌市、千歳市では、令和2年の降雨期を経た後、改めて検証を行います。

記

- 1 暫定基準を変更する日時：令和2年3月10日14時^{※2}
- 2 暫定基準を変更する市町：別紙のとおり

※1 大雨警報（土砂災害）の危険度分布は、土砂災害警戒情報や大雨警報（土砂災害）等を補足する情報です。詳細は以下を参照してください。

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/doshakeikai.html#b>

北海道では、土砂災害危険度情報等を以下のホームページで公開しています。

（北海道土砂災害警戒情報システム <http://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/>）

※2 悪天等のため延期することがあります。

問合せ先：空知総合振興局札幌建設管理部事業室治水課

電話：011-561-0452

札幌管区气象台気象防災部予報課 土砂災害気象官

電話：011-611-6123

土砂災害警戒情報の暫定基準を変更する市町

